

第 6 2 号議案

福井県学校業務改善方針の改訂について

別紙のとおり、福井県学校業務改善方針を改訂する。

令和 2 年 3 月 2 3 日提出

教 育 長 豊 北 欽 一

提 案 理 由

平成 3 1 年 2 月に策定した福井県学校業務改善方針を、国が策定した「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」に合わせて一部改訂したいので、この案を提出する。

福井県学校業務改善方針

平成31年2月
(令和2年3月改訂)

福井県教育委員会

福井の教育のさらなる充実・発展のために

本県の教育は、地域や保護者の皆様からのご理解とご協力に支えられ、永年にわたる教員の熱心で丁寧な指導により成果を上げてきました。全国トップレベルの学力・体力が注目を集めているのも、それらの成果の一つです。

本県の教員は、児童生徒の多様な個性に対して理解を深め、質の高い授業や個に応じた指導を日々積み重ねています。また、様々な課題にチームとして取り組む高い同僚性・協働性も本県の教員文化の強みであり、研修や学年会・教科会等を通して、教科指導や生徒指導に関する専門性を高めています。本県の教育は、このような教員の児童生徒への情熱や使命感を持った取組みに支えられて成り立っています。

一方、社会は情報化やグローバル化、都市化・過疎化の進行、家族形態の変容等により急速に変化しています。それに伴い、家庭や地域からの学校への期待や学校が抱える課題も複雑化・多様化してきており、学校の役割は拡大しています。

また、「子どもたちのために」という強い使命感と責任感によって、教員が自校の児童生徒や自身が担任になった児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況があり、教員の勤務時間が長時間に及ぶ現状があります。

このままの状況では、本県がこれまで培ってきた高い教育力を維持・発展していくことができません。今後、福井の教育の質をさらに高めるためにも、膨大になってしまった学校・教員業務を見直すことが必要です。

また、教員自身も、笑顔で子どもたちの前に立ち続けるために、自身の働き方について見直し、日々の生活の充実や心身の健康を維持することによって教職人生を豊かにし、真に必要な総合的な指導を持続的に行うことが求められています。

県教育委員会では、このような趣旨から今般「福井県学校業務改善方針」を策定することにしました。今後、地域や保護者にご理解いただきながら学校現場の業務改善を進めることで、福井の教育の質をさらに高め、教育内容を充実・発展させていきます。

平成31年2月

福井県教育委員会

1 目的

社会の急激な変化が進む中、子どもが未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・多様化しています。

このような中、これまで教員は地域や社会からの期待や、強い使命感・責任感から児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、徐々に広い範囲の業務を担うようになりました。その結果、長時間勤務が常態化しています。また、教員の世代交代が進み、若手教員が増えているため、経験の少なさによる勤務時間の長時間化も起こっています。

このような「多忙化」や長時間勤務は、教員の心身への影響はもとより、子どもと向き合う時間の減少による質の低下を招くこと、さらには、「教員は多忙」といったイメージにより教員志望者が減少している状況などから、今後、教育の質の確保が難しくなることが懸念されています。

国は、働き方改革を総合的に推進するため、平成30年7月に「働き方改革推進法」を公布し、企業では働き方改革が急速に進みつつあります。この流れを受け、長時間勤務が常態化している学校現場も、働き方改革を喫緊の課題として取り組まなければなりません。

この「福井県学校業務改善方針」は、教員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで人間性を高め、児童生徒に必要な指導・質の高い教育を持続的に行うことができるよう、学校の業務改善、教員の働き方改革を目的とするものです。

今後、この方針に基づいて、県教育委員会、市町教育委員会、各学校が連携し、それぞれの立場から学校の業務改善、学校の働き方改革を進めていきます。

2 国の動き

平成28年度の教員勤務実態調査の集計により、看過できない教員の勤務実態が明らかとなりました。このため、文部科学省では、「学校における働き方改革」により、教員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことを目指して、取組みを進めています。

- 平成29年 8月 「学校における働き方改革に係る緊急提言」(中教審)
- 平成29年12月 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(中教審)
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策」(文部科学省)
- 平成30年 2月 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(文部科学省)
- 平成30年 3月 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)
- 平成30年12月 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁)
- 平成31年 1月 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(中教審)
- 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省)

※中教審：中央教育審議会 学校における働き方改革特別部会

【答申および上限ガイドライン(平成31年1月)の主な内容】

- ・時間外勤務の上限目安は原則月45時間、年360時間
特別な事情があっても月100時間未満。2～6カ月の月平均で80時間、年720時間までとする
- ・労働時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入を可能にすべき
- ・「自発的」とされた時間外の授業準備や部活動などの業務を「勤務時間」に含める
- ・校長、教育委員会はICTやタイムカードで勤務時間を客観的に把握
- ・サポートスタッフや部活動指導員など外部人材の配置を促進する
- ・教員、学校、地域が関わる業務を整理し、担うべき仕事を明確化する

「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」

基本的に学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校の対応 ② 放課後等の見回り、児童生徒の補導対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき	⑤ 調査・統計等への回答 ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 ⑦ 校内清掃 ⑧ 部活動 ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

平成31年 3月 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(文部科学省)

令和 1年12月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について」(文部科学省)

【改正の概要】

- ・一年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により導入(休日のまとめ取り等)
- ・「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針に格上げ

令和 2年 1月 「『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針』の告示等について」(文部科学省)

【指針の概要】

- ・教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」*¹とし、勤務時間管理の対象とする。
- ・1か月の時間外在校等時間*²について、45時間以内
- ・1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
 - ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は
 - ・1か月の時間外在校等時間について、100時間未満
 - ・1年間の時間外在校等時間について、720時間以内
- ・都道府県等は、指針を参考にしながら上限方針を教育委員会規則等において定める。
- ・都道府県等は、上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他必要な措置を講じる。

*1 在校等時間

超過勤務(生徒の実習、学校行事、職員会議および非常災害対応等やむを得ない業務の4項目に限定)時間も含めて教育職員が在校している時間から自己研鑽の時間、休憩時間を除いたもの。(職務として参加する研修、児童生徒引率、テレワークの時間は含む)

*2 時間外在校等時間

在校等時間から勤務時間を除いた時間

3 県の取組み

(1) 平成28年度以降の取組み

本県では、国の動きに先行し、教職員の長時間勤務の改善を図るための取組みを行ってきました。

①教職員の勤務時間管理(平成28年度～)

教職員の勤務実態を把握することにより、業務改善を進め、多忙化の解消、長時間勤務の是正を図るため、毎日の勤務時間を記録しています。時間外勤務時間が月80時間を超える教職員に対しては校長が面談を行い、業務の進め方について個別に指導をしています。

②保護者に向けて、教職員の業務改善への理解と協力を求める通知を発出

(平成29年～)

福井県教育委員会・福井県PTA連合会・福井県高等学校PTA連合会・福井県特別支援学校PTA連合会より、保護者あてに、教職員の業務改善について理解と協力を依頼する通知を配布しています。

③時間外の保護者対応を県教育総合研究所へ移行（平成29年度～）

県立高校では、20時以降の保護者からの電話対応は、福井県教育総合研究所へ移行しています。

④学校運営支援員（平成28年度～）、部活動指導員・講師の配置（平成29年度～）

教員の負担軽減を図るため、教員に代わって事務を行う学校運営支援員や教員に代わって単独で部活動の指導等ができる部活動指導員・講師を配置しています。

⑤統合型校務支援システムの整備・導入（平成29年度～）

指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図るため、平成29年度に全県的に統一した統合型校務支援システムを整備しました。全県立学校には平成30年度から導入、市町立小中学校へは順次導入しています。

⑥部活動休養日の設定・部活動指導体制の見直し（平成29年度～）

部活動において、原則として平日1日、土日1日の休養日を設定するよう通知しました。また、部活動の共同管理体制を導入しています。

⑦遠隔授業・研修システムの全校配備（平成28年度～）

県内すべての公立学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）に遠隔授業・研修システムを配備し、会議・研修等による出張の負担軽減を図っています。

⑧各教科の優れた教材、評価問題を県が集約して各学校に提供（平成29年度～）

福井県教育総合研究所に「学習支援システム」を整備し、教材、評価問題等を共有することにより、教材等作成の負担を軽減するとともに、経験の少ない若手教員の育成を図っています。

⑨「福井県学校業務改善方針」の策定（平成30年度）

学校関係者、保護者、有識者など、それぞれの立場からの意見を伺いながら議論を

進め、平成31年2月に方針を策定しました。

- ・「活力ある学校活動検討会」において協議（平成30年7月、8月、11月に7回開催）

（委員） 県小学校長会会長、県中学校長会会長、県高等学校長協会会長、県特別支援学校長会会長、県中学校体育連盟会長、県高等学校体育連盟会長、県PTA連合会会長、県高等学校PTA連合会会長、市町教育委員会代表、教諭代表

- ・市町教育委員会教育長、ふくいの教育振興推進会議委員からの意見を反映
- ・県教職員組合、県高等学校教職員組合との意見交換

（3）令和元年度の取組み

①保護者・地域へ教職員の業務改善への理解と協力を求めるリーフレットを配布

県内の公立小中学校・県立学校の全保護者に教職員の業務改善に関するリーフレットを配布しました。また、地域の各種団体にも、リーフレットを配布するとともに、協力依頼を行いました。

②県教育委員会が実施する調査・研修の削減

- ・県教育委員会が行っている学校等への調査等について、内容を精査し、35調査を廃止し、縮小や統合を含め全体の約4割で見直しを行いました。
- ・教員対象の研修について、県教育委員会が実施する112の研修のうち、79の研修について、廃止や日数の短縮、同時双方向の遠隔型や動画を配信する通信型への変更などの見直しを行いました。

③弁護士による法律相談会の実施

学校が弁護士に直接相談できる法律相談会を5回開催し、学校徴収金の未納や児童生徒間トラブルの対応等26件の相談があり、県顧問弁護士が助言しました。

④学校閉庁日の設定

全校種において、長期休業中に一定期間の学校閉庁日を設定し、休暇の取得を促進しました。（お盆時期に3～5日間）

⑤市町教育長会議・県立校長会において業務改善の事例紹介

欠席連絡の簡素化、勤務時間シフト制等の学校業務改善の事例を紹介し、各市町教育委員会や県立学校での取組みの推進につなげました。

⑥部活動数の削減

各中学校において部活動削減を進め、48部を削減することとなりました。これにより、複数教員で指導に当たる部活動の割合は73%となりました。

⑦「福井県教育委員会が行う義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定

令和2年1月の文部科学省告示を受け、教員の時間外在校等時間の上限に関する教育委員会規則を制定しました。

【規則の概要】

- ・学校の教育職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - 1 1か月について45時間
 - 2 1年について360時間
- ・教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - 1 1か月について100時間未満
 - 2 1年について720時間
 - 3 連続する複数月の平均時間80時間
 - 4 1か月45時間を超える月数について年間6か月

⑧文部科学省への要望

令和2年1月に、文部科学省初等中等局長に下記について要望し、各要望項目を理解していただき、今後しっかり取り組んでいくと回答がありました。

働き方改革の推進に関する国への重点要望（R1年1月27日）

1 教職員定数の改善・充実

本県のような地方では、都市部と比較して地域スポーツクラブ等の絶対数が不足しており、部活動指導員の確保が難しい状況にある。その中で、部活動指導等について、生徒や保護者からの期待が大きく、教員が担わざるを得ない状況となっている。

また、地域の催し事への参加やボランティアの協力等を学校に求められることも多く、「学校以外が担うべき業務」として切り離すことは難しい状況である。さらに、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間だけを削減することを求められることには無理がある。

時間外勤務月45時間、年360時間を実現するためには、まず標準法を抜本的に見直し、教職員定数を増やすことで業務を分担できるようにすること。

2 教育課程の再編成

学校では、「生きる力」をはぐくむために、学習指導要領によって示された教科内容の指導にあたっている。それらに加え、文書処理や児童生徒の個別対応、保護者対応などの業務にあたっている。業務量の適正化を図るためには、授業時数を減らす必要がある。

学習指導要領を見直し、教科の内容を精選し、思い切った教育課程の再編成を行うこと。

3 部活動指導の位置づけ

業務改善を進めていく中で、中学、高校において長時間勤務の主因となるものが部活動である。その部活動の学校教育活動における位置づけは、学習指導要領においてあいまいなものとなっている。

部活動を学校教育活動以外のものであると明確にし、地域スポーツクラブへ移行、その後の運営等についての財政的支援をすること。

また、大会の在り方を見直し、参加資格を学校単位から地域スポーツクラブ等に改めること。

4 施策・調査の見直し

国の施策や調査、研修について、これまでほとんど廃止されることがなく、追加されてきたことにより、業務が肥大化してきている。その中で、勤務時間の縮減だけを求められることには無理がある。

国の施策や調査、研修について、ゼロベースから見直し、徹底的にスクラップすること。

5 時間外手当の支給

現在、教育職員には生徒の実習、学校行事、職員会議および非常災害対応等の4項目以外の時間外勤務を命ずることができない。その業務の特殊性により時間外手当を支給しない代わりに、一律給料月額4%が教職調整額として支給されている。これは長時間勤務が常態化している現場において、業務に見合う給与が支給されているとはいえ、教育職員のモチベーション低下、そして教師を目指そうとする志願者数の減少につながり、教育の質の低下につながるものが危惧される。

そのため、時間外手当を支給できるよう、給特法を改正すること。

6 教員免許更新制度の見直し

教員免許更新講習を受けるための金銭的・時間的負担が大きく、その負担に対しての効果に疑問がある。その講習の多くは長期休業中に行われ、多忙化の一因となっている。また、退職教員の活用の障壁となっている。

教員免許更新制度について、廃止を含めた見直しを進めること。

7 学校徴収金の公会計化の促進

教育職員の長時間勤務の一因であり、負担となっているものとして学校徴収金の未納者への対応があるが、これは学校以外が担うべき業務である。本県で実施している弁護士による法律相談会においても、学校徴収金未納に対する相談が特に多くみられる。

学校徴収金の公会計化を進めるためのガイドラインが示されたが、さらに公会計化が進むよう、業務システムの導入費や、徴収・管理を行う人材の人件費等について財政的支援を行うこと。

8 教育現場に精通した弁護士の育成

スクールロイヤー制度が適切に機能するためには、教育現場の実情に精通した弁護士が必要不可欠であるが、特に地方では、このような弁護士が不足している状況である。

スクールロイヤーの配置について、財政的支援を行うこと。

また、日本弁護士会に、教育現場の実情に精通した弁護士を育成するための研修を、各都道府県の弁護士会に対し行うよう働きかけること。

4 現状と課題、取組みの方向性

教職員の長時間勤務の原因や現状を踏まえ、下記の3点を取組みの方向性の柱とします。

(1) 教職員の働き方に対する意識・制度の改革

【現状・課題】

- ・「時間をかけることが熱意の表れ」と評価される風潮がある。
- ・勤務時間を意識した働き方が一人ひとりの教職員に浸透しているとは言えない状況にある。
- ・児童生徒相手の業務であり、休むと他の教職員に負担がかかるため、休暇が取りにくい環境である。
- ・取組みの結果、令和元年度4月～1月の時間外勤務が80時間を超える教職員は、平成30年度同期間に比べ43.1%減少しました。

【4月～1月 時間外勤務80時間超教員の人数】

※出退勤調査より

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成30年度	939人	4,843人	2,964人	62人	8,808人
令和元年度	487人	3,272人	1,239人	13人	5,011人
減少数	▲452人	▲1,571人	▲1,725人	▲49人	▲3,797人
減少率	48.1%	32.4%	58.2%	70.0%	43.1%

【取組みの方向性】

教職員の長時間勤務を是正するためには、勤務時間を正確に把握し、管理を徹底することに加え、管理職の的確なマネジメントや、教職員自身の働き方に対する意識改革を行うことが必要です。また、休暇を取得しやすい制度・環境づくりも必要です。

(2) 教職員業務の適正化・効率化

【現状・課題】

- ・学校や教職員が担うべき業務とそうでない業務が混在し、業務が増大している。
- ・県教育委員会や市町教育委員会が実施する事業や調査等が多い。

- ・教育委員会や校内の研修や会議が多く、時間が長い。
- ・標語、ポスター、作文等の応募依頼や民間団体から家庭向けの配布依頼が多い。
- ・学習指導の他、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携等、学校や教職員に対する保護者や地域からの期待が大きく、要請も多い。

【取組みの方向性】

現在学校で行われている業務について、教職員、学校、地域等の役割を整理し、担うべき仕事を明確化、適正化していく必要があります。また、業務の削減、効率化も必要です。

(3) 部活動の負担軽減

【現状・課題】

- ・部活動が教職員の正規の勤務時間を超えて実施されている。
- ・授業準備、成績処理、学校行事の準備、各種校務を、部活動後に行わざるを得ない。
- ・部活動のため、土日祝日も出勤しなければならない。
- ・経験のない分野の部活動顧問になる場合、負担が大きい。
- ・児童生徒の減少により教職員数が減少している学校でも、部活動数は減らず、教員の負担が大きい。
- ・中学校教職員の時間外勤務時間のうち部活動指導の時間が約38%を占める。

※平成30年度出退勤調査（9月）より

中学校教職員の時間外勤務時間（月）	うち部活動指導（月）	部活動が占める割合
74時間32分	28時間12分	37.8%

【取組みの方向性】

「部活動の在り方に関する方針」（別紙）による部活動の適正な活動時間や休養日の設定、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用などにより、部活動の負担軽減が必要です。また、学校の規模にあわせた部活動数の見直しが必要です。

5 取組み期間

国における働き方改革の動向も踏まえ、令和元年度～令和3年度の3年間で緊急的・集中的に取り組めます。

6 目標

○令和3年度末までに、時間外在校等時間月80時間以上の教員をゼロにする。

(※時間外在校等時間…P4参照)

過労死の危険性が高まる時間外在校等時間が月80時間を超える教職員が存在する状況は看過できるものではありません。時間外在校等時間月45時間の達成には、教職員定数の改善・充実や部活動の位置づけなど、国の取組みが大きく影響するため、当面は令和3年度末までに時間外在校等時間月80時間以上の教職員をゼロにすることを目指します。

並行して、全体業務の適正化とともに、長期休業中の補習や教職員研修などの整理を進め、長時間勤務となっている教職員の業務の状況を分析し、対策を練ることで勤務時間の縮減を目指します。あわせて、教職員定数の改善・充実や部活動の位置づけなど、国の取組が必要なことは国に要望していきます。時間外在校等時間月45時間の達成については、国の動向を確認した上で、目標としていきます。

なお、この方針および教育委員会規則は、教職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

○年次休暇平均取得日数を年間11日以上とする。

心身を休養させ、健康的に働くことを促進するため、年次休暇平均取得日数の目標を年間11日以上とします。

7 具体的な取組み

以下に示す取組みを県教育委員会、市町教育委員会、各学校がそれぞれ進めます。

また、この方針の趣旨を踏まえつつ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築し、スポーツ・文化活動に親しめる基盤として部活動を持続可能な活動とするため、「部活動の在り方に関する方針」を別途策定しました。

(1) 教職員の働き方に対する意識・制度の改革

①勤務時間管理の徹底

○勤務時間の客観的な把握・集計

- ・勤務時間管理は、労働法制上、校長や教育委員会に求められる責務であり、タイムカードの導入やICTの活用等の客観的な方法により、教職員の勤務時間を正確に把握し、集計を進めていきます。また、校外において職務に従事している記録についても、できる限り客観的な方法により計測します。また、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- ・時間外在校等時間の目標時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがないよう徹底します。

○休憩時間・休日の確保

- ・休憩時間や休日の確保に関する労働基準法等の規定を遵守します。

○児童・生徒の登下校時刻、部活動、会議等の適正な時間設定

- ・教育委員会、各学校において、教職員が休憩時間を確保できるようにすることなど教職員の勤務時間を考慮した適正な時間設定を行います。

○教職員の退庁時間の設定

- ・遅くとも小学校は19時、中学校、県立学校は20時とする退庁時間を設定します。

○ノー残業デーの導入

- ・週1日のノー残業デー（定時退庁日）を設定します。

②勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底

○管理職のマネジメント能力の向上

- ・小学校、中学校、県立学校の全管理職に対し、業務改善に向けたマネジメント能力を向上させる研修を実施します。

○教職員への働き方の意識づけ

- ・教職員一人ひとりに勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、働き方に関する研修を実施します。

○健康及び福祉の確保のための労働安全衛生管理の徹底

- ・教職員の健康及び福祉を確保するため、学校において労働安全衛生管理が適切に

行われるよう徹底します。

【具体的内容】

- ・ 在校等時間が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施すること。
- ・ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

○人事評価制度の見直し

- ・ 一人ひとりが業務改善の意識を持って業務を進めるため、人事評価制度に、より短い勤務時間で同等の成果を上げた教職員に高い評価を付与する観点を取り入れます。また、時間外勤務縮減、業務改善の自己評価の観点を盛り込みます。

○学校のスクールプランへの位置づけ・記載

- ・ 学校のスクールプランに学校業務改善・教職員の適正な勤務時間の内容について記載し、学校での取組みを促進します。

○学校評価への位置づけ、評価の実施

- ・ 学校評価に業務改善・教職員の働き方に関する項目を位置づけ、学校関係者評価、第三者評価を実施することにより、学校での取組みを促進します。

○「ふくい優秀教職員表彰」の活用

- ・ 業務の見直しを図り、効率化に努める等の効果的・模範的に業務改善に取り組んだ学校・教職員を表彰し、勤務意欲の高揚および業務能率の増進を図ります。

③長期休業期間の設定等の工夫や業務処理時間の確保

○長期休業期間の設定等の工夫

- ・ 授業準備等の時間の確保や早い退勤を促進するため、長期休業期間の設定や活用による工夫の検討を推進します。

(例)

- ・ 下校時刻を早め業務処理時間を設けるため、夏季休業期間を短縮して学期中の一部の授業時間数を減らし、授業時数を確保する。
- ・ 新年度準備期間を確保するため、春休み期間を延長する。

○勤務時間内の業務処理時間の確保

- ・学校行事の見直しや指導体制の整備などにより、適正な授業時数の設定や勤務時間内に業務処理時間を確保するための工夫を行うことを推進します。

④休暇を取得しやすい環境づくり・勤務時間の見直し

○学校閉庁日の設定

- ・長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定し、休暇の取得を促進します。

○変形労働時間制の導入

- ・変形労働時間制については、制度導入の前提である教育委員会規則で定めた勤務時間の上限時間の達成状況を確認しながら、必要となる条例や規則の改正等を検討します。

○休暇制度の改正 中長期的な取組み

- ・休暇取得を促進するため、年次休暇起算日の変更やリフレッシュ休暇の分割取得等の休暇制度の改正を検討します。

(2) 教職員業務の適正化・効率化

①校務の削減・効率化

○統合型校務支援システムの活用

- ・統合型校務支援システムを全学校において円滑に活用により、指導要録への記載や成績処理等の効率化等、負担軽減を図ります。また、全県的に統一したシステムであるため、他市町に異動しても同じシステムで業務を行うことができることも負担軽減につながります。

○事業等の精査・削減

- ・教育委員会が実施する事業・調査・研修・各種計画・行事等を精査し、見直しを進めます。
- ・長期休業中に教育委員会主催の研修を行わない期間を設けます。(お盆期間・年末年始等)
- ・各学校においては、学校内における会議・行事等を精査し、簡素化や削減を進めます。

○時間外の保護者対応の負担軽減

- ・留守番電話や教育委員会への転送等の導入を進めることにより、時間外の保護者からの問い合わせ等に対して、教職員以外で対応できる体制を整えます。

○スクールロイヤー等の配置

- ・児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスを受けることができるよう、スクールロイヤー等の専門家を配置します。

②教員業務の明確化

○外部人材の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の外部人材の活用を推進し、専門スタッフとの役割分担を明確にします。
- ・授業で使用する教材の準備や、各種たよりの印刷・配布等を行う学校運営支援員を配置し、教員業務の負担軽減を図ります。
- ・大学と連携し、教育実習生・学生が教職員業務の補助を行う仕組みを検討します。

(部活動指導、清掃指導、登下校の見守り等) **中長期的な取組み**

○事務職員の学校運営への参画

- ・事務職員がより主体的・積極的に学校運営に参画するよう、研修等により事務職員の資質・能力、意欲を高める取組みを進めるとともに、事務の共同実施等の推進により、事務処理の効率化等を図り、教員の事務負担の軽減を図ります。

○学校徴収金の公会計化

- ・学校給食費、教材費、修学旅行費等の学校徴収金について、教育委員会や首長部局が担う公会計化への移行を検討します。

○民間団体等からの出品依頼等対応の負担軽減

- ・作文・絵画コンクール等への出品、子どもの体験活動への参加募集等、民間団体等から依頼される家庭向けのチラシ等の配布について、各種団体に対し、削減や配布の負担軽減への協力を依頼します。

(例)

- ・教育委員会において、学校に配布すべき物が選定する。
- ・主催者に対し、クラス人数ごとに枚数を仕分けした上で学校に送付するよう指示する。
- ・申し込みや応募の方法について、学校を介さず、児童生徒が主催者に直接行う形に変更するよう依頼する。

③PTA・地域との連携・協力

○保護者や地域の理解を求める取組みの実施

- ・PTAとの連名による通知やリーフレットの配布により、教職員の適正な勤務時間の設定への取組みについて、保護者や地域への理解を得る取組みを実施し

ます。

○学校が担っている業務の外部委託、地域との連携強化

- ・福井型コミュニティスクールや地域学校協働活動を拡充・推進します。
- ・登下校・見回り・補導対応・プール監視等について地域、警察等関係機関との連携を強化し、教職員の業務負担を軽減します。

○学校部活動の参加行事の見直し

- ・教育委員会から地域に協力を依頼し、学校部活動の地域イベント等への参加の負担軽減を図ります。(小学校を含む。)

(例)

- ・地区文化祭や施設等での依頼演奏を恒例としない。
- ・部活動単位での地域イベントへの参加は、回数を制限する。
(年間部活動休養日確保のため、地域等にご理解いただく)

○小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加方法・形態の見直し

- ・小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加について、学校主体から地域や地域クラブ等主体への移行を推進します。

(3) 部活動の負担軽減

①部活動運営の適正化

○部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準の設定

- ・「部活動の在り方に関する方針」により、部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準を設定します。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととします。
- ・生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教職員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこととします。

○部活動活動日の上限設定、3時間の部活動手当の設定

- ・原則、平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることとします。

※大会参加などで土日ともに活動した場合等に、休養日を他の週に振り替えるこ

とは可とします。

- ・新たに3時間の部活動手当を設定します。

○多様な人材の参画の促進

- ・部活動指導員の全校配置、国体に出場した教職員による部活動指導の実施等を推進します。

○部活動の共同管理体制の導入・促進

- ・部活動の共同管理体制を導入・促進し、教職員が部活動の時間に職員室等で校務や授業準備を行う時間を創出します。

○高校入試における部活動に対する評価の在り方の見直し

- ・学校部活動以外の活動も対象とし、スポーツや文化分野で優れた生徒を評価する「特色選抜」を導入し、高校入試における部活動に対する評価の在り方を見直します。

○中体連・高体連・各競技団体等との連携・協力・要請

- ・中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の運営や規定の見直しを要請します。(複数の学校による合同チームや地域スポーツクラブでの参加を可能にする等)
- ・中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、各競技団体・連盟等の業務と教職員業務の区別や見直しを行うよう要請します。

○小学校における放課後活動の負担軽減

- ・大会・行事等の見直しにより、小学校における放課後活動の負担軽減を行います。

②部活動数の適正化

○中学校部活動数の削減、適正化

- ・児童生徒の減少により教員数が減少している学校でも、部活動数があまり減少していない現状があるため、中学校において、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行い、1つの部活動を複数体制で指導できるようにします。

○合同部活動や地域のクラブ等との連携

- ・複数の学校による合同部活動や民間団体も含めた地域のクラブ等との連携を促進します。

8 今後の取組みに当たって

学校の働き方改革を進めるためには、この方針に基づいた取組みを県教育委員会、市町教育委員会、各学校がそれぞれの立場で着実に実施する必要があります。そのため、以下の点に留意しながら、取組みを進めていきます。

- 学校の働き方改革の進展状況について常に点検や検証を行い、見直しを行います。
- 県教育委員会、市町教育委員会は、管内の効果的な事例を周知することにより、取組みをさらに推進します。
- 地域や学校の実情により、市町教育委員会や校長の裁量に委ねる取組みもあると想定されます。この場合でも教職員の働き方改革の趣旨を逸脱しないことを共通認識として進めていきます。
- この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場でさらに様々なアイデアを出し、積極的に新たな取組みを進めていきます。